

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的かつ安定的な収益確保と更なる事業規模の拡大により企業価値を高めるとともに、社会から信頼を得られる透明性の高い健全な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの目的であると考えています。また、当社では、株主の皆様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーに対する利益の最大化を常に意識した経営を心掛けており、その結果が、当社の社会的存在価値の向上に繋がるものと考えています。

今後におきましても、コンプライアンス(法令遵守)の徹底ならびに経営監視・監督機能の強化を図るとともに、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、透明性の高い健全な経営体制の確立に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

招集通知の英訳版や議決権電子行使プラットフォームへの参加については、今後、株主構成や機関投資家の意見を勘案し検討いたします。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主名簿上に記載または記録されている方が株主総会における議決権を行使できるものと判断しており、信託銀行等の名義で株式を保有する方の株主総会への出席や、議決権行使は認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の議決権の行使等に関して必要に応じて検討いたします。

【補充原則2-4-1】

当社は、一人ひとりの個性を尊重し、特徴を活かして成果を高めていくことが中長期的な企業価値の向上に繋がると認識し、能力や適性などを総合的に判断して中核人材への女性や中途採用者の積極的な登用を実施しております。女性の登用状況は、2021年3月時点の女性管理職は12名、管理職に占める割合は10.4%です。役員への女性登用については、今後役員改選時等に検討してまいります。中途採用者の管理職への登用は、従来から実施しており、すでに執行役員や管理職である人数も多く、特に今後の目標は定めておりません。外国人の登用は、当社の規模、事業形態、領域の観点から現状では日本国内では行っておりません。一方、海外関係会社や海外事務所においては、積極的に外国人従業員を採用し管理職への登用も行っております。

【原則2-6】

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度ならびに退職一時金制度を併用しております。確定給付企業年金制度ならびに退職一時金制度の積立金の管理および運用に関しては、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しており、運用を委託しております。管理事務につきましては、人事部・経理部が担当し、外部機関による運用実績等のモニタリングを行っておりますが、今後、当社内における人材育成を一層充実させることを検討いたします。

【補充原則3-1-2】

海外投資家等の比率も踏まえ、必要があれば、英語での情報の開示・提供を進めます。

【補充原則3-2-1】

監査等委員会は、今後、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定をおこなうとともに、外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認を行います。

【補充原則4-1-1】

取締役会、経営会議、取締役、経営幹部などの機能について、決裁権限基準を定めており、その役割・責務を明確にしています。特に、経営会議については、執行の最高意思決定機関として定め、審議、報告すべきことを規定して、取締役会が監督機関として機能するよう、監督、執行の分離を図っています。今後、委任の範囲について、その概要を開示していきます。

【補充原則4-1-3】

経営方針や具体的な経営戦略を踏まえ、今後、最高経営責任者等の後継者の計画について適切に策定し実行することといたします。

【原則5-1】

基本的には取締役会で株主との建設的な対話に関する方針を決定し、開示いたします。

また、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、投資家向けIRを更に充実させ、ホームページや事業報告書などの内容を改善するとともに、決算発表付属の説明資料を開示いたしました。このように株主との建設的な対話を促進していきます。また、IR担当部署として総務部IR秘書課を設け、体制整備を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、取引先との関係の維持・強化等を総合的に勘案して、保有に合理性があると認められる場合にのみ保有しております。

毎年取締役会において、政策保有については、収益性、取引関係強化等の保有意義および経済合理性を検証しており、保有の妥当性が認められない場合には、売却を検討いたします。

なお、当社株式を政策保有する相手先から、株式の売却等の意向が示された場合には売却を妨げないこととしております。政策保有株式の議決権行使については、中長期的な企業価値の向上につながる適切な意思決定を行っているかという観点を踏まえ、適切に行使します。

【原則1-7】

取締役については、関連当事者間の取引の有無を確認するアンケートを毎期実施しております。利益相反取引の有無については定期的に取締役会に報告がなされ、発生する場合には、取締役会にて内容を検討のうえ判断し、株主共同の利益を害することのないよう監視を行います。

【原則3-1】

(1)経営方針や経営戦略については、当社ウェブサイトなどに開示しております。
(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレート・ガバナンスガイドラインを策定しております。
(3)当社は、取締役会の個人別の報酬額および業績連動による株式給付について、コーポレートガバナンス・コードを受け、決定方針等のより一層の透明化を図るため、独立社外取締役が過半数を占める報酬会議における審議を経て、取締役会決議に基づき決定します。当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な基準とすることを基本方針とします。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、経営状況、世間水準、従業員給与最高額とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。
(4)取締役会は、経営陣幹部候補者について、豊富な業務経験と知見を有しており、人格・識見・実行力にもすぐれた人物を選任することとしております。取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の選解任については、社外取締役が過半数を占める指名会議において、候補者との面談を実施し審議を経て取締役会で決定しております。また、監査等委員である社外取締役候補者について、財務・会計・法務に関する知識や幅広い経験や高い見識を有し、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言や経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資する人物を選任することとしております。
取締役会は、経営陣幹部の解任について、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合に、審議検討のうえ決議いたします。
(5)取締役(監査等委員である取締役を除く)および監査等委員である取締役(全員社外取締役)の選任・指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。
また、任期途中で解任すべき事由が生じた場合には、解任議案を提出する株主総会招集通知に解任理由を記載いたします。

【補充原則3-1-3】

当社は、企業価値の向上の観点からサステナビリティを巡る取組みの重要性を認識しております。中期経営計画において、持続的な成長のためのサステナビリティに関する基本方針を掲げております。今後、2022年5月の公表予定の次期中期経営計画において、環境問題やSDGsをはじめとするあらゆるサステナビリティについての具体的な取組みの策定に向けて、現在、取締役を中心とした定期会を開催するなど検討しております。

【原則4-8】

当社は、取締役9名のうち4名の独立社外取締役を選任しております。当該社外取締役は取締役会において独立した客観的な立場から発言するなど、適切な助言・監督を行っております。

【原則4-9】

当社は、社外取締役の独立性の判断基準を策定しており、株主総会招集通知、有価証券報告書及び当報告書にて開示しております。

【補充原則4-10-1】

当社における取締役会の構成は、取締役9名のうち、4名は独立社外取締役であり、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得られると判断しております。
取締役(監査等委員を除く)の指名は、社外取締役が過半数を占める指名会議における審議を経て、取締役会で決定しております。また、取締役(監査等委員を除く)の報酬は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において、社外取締役が過半数を占める報酬会議における審議を経て、取締役会で決定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役3名(社外取締役)で構成されており、事業規模に照らし合理的な員数と考えております。社内取締役は、各々専門性を持ち、担当事業分野に精通した者であり、内2名は他業種での就業経験を有するなど、多様な知識・経験・能力を有しています。また、社外取締役は、経営・法務・財務・会計などの分野に精通しており、専門的知識を活かしたアドバイスをいただくことで適切な意思決定の実現を図っております。なお、経営環境や経営課題を踏まえた経営戦略の設定及びその実行に必要なと考える各取締役の専門的知識と経験の組み合わせは、別表のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当社では取締役で他の上場会社の役員を兼任している者はありません。また、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を振り向けられるように取締役会を運営しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、コーポレートガバナンスガイドラインにもとづき、2021年度に係る取締役会全体の実効性評価について、監査等委員会主導による15項目の自己評価を行いました。その結果、当社取締役会等全体の実効性は、その役割・責務について概ね有効であったとの評価を行うとともに、寄せられた建設的な提言を踏まえ、取締役会等の実効性の一層の向上に向けて今後とも取組んでいくことを確認しました。

【補充原則4-14-2】

取締役が必要に応じて、各種研修会などに参加できるようトレーニングの環境を整えるとともに、専門誌の購読などにより、専門性の向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大和製衡株式会社	1,293,700	16.69
川西多美	564,000	7.27
川西央也	488,000	6.29
日本毛織株式会社	380,000	4.90
川西康夫	324,692	4.18
川西二郎	223,000	2.87
多島晶子	222,000	2.86
大嶽敬子	206,000	2.65
株式会社川西勝三商会	201,000	2.59
株式会社みずほ銀行	200,000	2.58

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
迫間満	他の会社の出身者													
虎頭信宏	他の会社の出身者													
福澤直之	他の会社の出身者													
岡本雄博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

迫間満			<p>当社は迫間満氏が取締役、常務執行役員を務めていた日本毛織株式会社と貨物保管等に関する定常的な取引がありますが、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(その他独立役員に関する事項参照)を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>	<p><選任理由> 迫間満氏は日本毛織株式会社取締役、常務執行役員をされていた経験から、大所高所からのアドバイスを期待されることから、社外取締役(監査等委員)として適任であると判断しております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏については、会社との関係で上記hに該当しますが、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(その他独立役員に関する事項参照)を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>
虎頭信宏			<p>虎頭信宏氏は弁護士法人東町法律事務所の弁護士であります。当社は弁護士法人東町法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、その報酬額は多額なものではなく、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(その他独立役員に関する事項参照)を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>	<p><選任理由> 虎頭信宏氏は弁護士としての専門知識を生かした視点からの監査を実施していただくことが期待されることから、社外取締役(監査等委員)として適任であると判断しております。</p> <p><独立役員指定理由> 当社は同氏の所属する弁護士法人東町法律事務所と顧問契約を締結しており、会社との関係で上記hに該当しますが、その報酬額は多額なものではなく、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(その他独立役員に関する事項参照)を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>
福澤直之				<p><選任理由> 福澤直之氏は公認会計士としての専門知識を生かした視点からの監査を実施していただくことが期待されることから、社外取締役(監査等委員)として適任であると判断しております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしている為、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
岡本雄博			<p>当社は、岡本雄博氏が常務執行役員を務めている日本毛織株式会社と貨物保管等に関する定常的な取引がありますが、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(その他独立役員に関する事項参照)を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>	<p><選任理由> 岡本雄博氏は日本毛織株式会社の常務執行役員を務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から当社事業における中長期的な視点でのアドバイスをいただくこと、また、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化への貢献が期待されることから、社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p><独立役員指定理由> 同氏については、上記hに該当しますが、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」(その他独立役員に関する事項参照)を満たしておりますので、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないと判断していることから独立役員として指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査室または総務部は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して取締役の指揮命令は受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は監査室及び会計監査人と情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を図ります。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門から報告を受けます。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役(監査等委員を除く)の指名および報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等は、透明性を図るため、社外取締役が過半数を占める指名会議・報酬会議において審議しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

また、下記内容の「社外取締役の独立性に関する基準」を設けております。

当社における社外取締役が以下のいずれにも該当しない場合に独立性を有すると認定する。

また当該認定をした場合に独立役員として指定することが出来るものとする。

1. 過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当り、当社グループ(注1)の主要な取引先(注2)またはその業務執行者(注3)である者
2. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当り、1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている法律、会計若しくは税務の専門家またはコンサルタント(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
3. 直近事業年度において当社の大株主(総議決権の10%以上の株式を保有する者)またはその業務執行者である者
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者またはその出身者である者(過去5年間に限るものとする)
5. 当社グループの取締役および監査役と親族関係(2親等以内)の者
6. 社外取締役就任時点において当社グループとの間で、社外役員(取締役または監査役)を相互に派遣して就任している場合
7. 当社グループから過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当り1,000万円以上の金銭その他の財産の寄付を受けている団体の業務を執行する役員の場合

(注1)当社グループとは当社および当社の連結子会社をいう。

(注2)主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額または受取額が、当社グループまたは取引先の連結売上高の2%以上を占めている者をいう。

(注3)業務執行者とは、取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員および使用人等の業務を執行する者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の社外取締役を除く取締役の報酬は業績の反映および株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬より構成されています。業績連動型報酬は業績を踏まえ、取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における取締役に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役7名に対し 134,157千円

取締役(監査等委員)(全員社外取締役)3名に対し21,000千円

合計 10名 155,157千円(退職慰労金含む)

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2008年6月27日開催の第151回定時株主総会決議において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打ち切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。

取締役(監査等委員を除く)2名 6,300千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2016年6月28日開催の第159回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とまた、監査等委員である取締役の報酬額は40百万円以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外役員の専従スタッフは配置しておりませんが、総務部IR秘書課が連絡事項等の業務を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会と監査等委員会で業務執行の監督および監査を行っております。

取締役会は、取締役9名で構成され毎月1回開催しており、経営の基本方針、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。

監査等委員会は、監査等委員3名(全員社外取締役)で構成され、毎月1回開催しており、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常活動の監視を行っております。

部支店長と取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関し報告と指示が行われております。

コンプライアンス委員会は、全取締役で構成され、コンプライアンス状況を分析し、対応策を実施しております。

また、社内通報制度の整備を行い、社内および社外に相談窓口を設けております。

監査等委員は、月次の取締役会に出席するほか監査等委員会で定めた分担に従って、当社及び必要に応じて子会社の営業状況について監査を行い、取締役を含めた経営の職務遂行を監視する体制となっております。

内部監査は監査室(1名)が担当しており、業務執行の監査を主体とした監査を実施しております。

会計監査人と監査等委員会は、相互連携として定期的に協議会を開催するほか、期中監査時においても必要に応じて情報の交換などを行っております。

顧問弁護士は、東町法律事務所との顧問契約に基づき、必要に応じてアドバイスを受けております。

公認会計士監査は神陽監査法人に依頼しております。業務を執行した会計監査人の概要は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

代表社員・業務執行社員 公認会計士:川本 章雄、業務執行社員 公認会計士:松井 大輔

補助者の構成

公認会計士 4名

社外取締役の役割・機能としては以下のとおりであります。

当社の社外取締役は全員監査等委員で構成されており、原則として毎回取締役会に出席し決議を監視し、必要に応じて意見を述べることで、職

務執行の監督を行っております。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室および総務部が対応にあたることとしております。監査等委員3名が全員社外取締役であり、それぞれ独立性が高いと判断しております。

当社は取締役 岡本雄博、取締役・監査等委員 迫間満、虎頭信宏、福澤直之の4氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役3名(社外取締役)を選任しており、取締役の職務執行を客観的に監督することにより、健全な経営体制を構築しております。うち1名は、常勤監査等委員として社内業務監査を日常的に実施する内部監査部門と連携しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日(総会開催の2週間前)より早く発送しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、当社ホームページ等に招集通知を発送以前に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	1事業年度内に2~4回程度決算状況および今後の経営方針、業績見通し等について説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1事業年度内に1~2回程度決算状況および今後の経営方針、業績見通し等について説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信および決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、報告書、株主総会決議通知をホームページに掲載している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に対する取組みといたしましては、交通エコロジー・モビリティ財団が実施する「グリーン経営認証」を21営業所で取得しております。
その他	<役員会の男女構成> 現在は全員男性です。役員への女性登用については当社が否定的にとらえているわけはありませんので、今後、役員改選時等には検討してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会事務局を中心に役職員研修等を行う。監査室は同委員会事務局と連携の上、コンプライアンスの状況について内部監査を実施する。これら活動は定期的にコンプライアンス委員会、取締役会および監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について職員等が直接情報提供等を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、適切に保存・管理する。取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従いリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、リスク管理体制を明確化する。監査室が各部署毎のリスク管理の状況について内部監査を実施する。社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、内部監査の結果を適時報告を受け、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 当社の社内規程である「職制規程」「職務権限表」「稟議規程」に基づき効率化を図る。
- (2) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく部支店毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次、四半期業績管理を実施する。
- (3) 営業会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「関係会社管理規程」によりグループ各社の各管轄部署を定めるとともに、以下の体制を整備する。

- (1) 当社の役職員の子会社への役員派遣等によりガバナンスを確立する。
- (2) 一定の経営上の重要事項に関する当社からの承認取得のための手続きを行う。
- (3) 定期的な業務執行状況・財務状況等の報告の聴取を行う。
- (4) 必要がある場合は当社の監査室、コンプライアンス委員会事務局およびリスク管理委員会事務局によるグループ各社の監査を行う。
- (5) 危機発生時における当社への連絡・当社による指示を行う。
- (6) 不祥事等の防止のための役職員教育や研修等に係る体制を整備する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査室または総務部は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

取締役(監査等委員である取締役を除く。)または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を適時に報告する体制を整備する。報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

9. 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査室と監査等委員会は、適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行う。監査等委員会に対して、必要に応じて当社の顧問弁護士および顧問税理士に監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査法人との意見交換会を定期的に開催するものとする。社長が決済する稟議書は、常勤の監査等委員に供覧する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し財務報告に係る必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないものとしております。

2. 整備状況

当企業集団における方針・基準等については、「コンプライアンス基本方針」において定めており、当社ホームページに掲載しその内容の周知徹底を図っております。また、適時(概ね年間1回)外部の講師を招き、企業集団の全ての役員、従業員を対象に反社会的勢力との関係の遮断に関する研修会を開催しております。これらの施策により、当企業集団の全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁が極めて重要にしてかつ永遠のテーマであることを理解しております。

社内体制としては、コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部とし、実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対策マニュアル」を整備しております。

反社会的勢力対策マニュアルの細則にあたる「反社会的勢力排除への取組み<反社チェック>について」に基づいて新規取引先および既存取引先に対するチェックを行っております。また、株主、役員および従業員についてもチェックを行っております。

また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、反社会的勢力対策の一環として、警察関連団体である「兵庫県企業防衛協議会」に加入し、反社会的勢力の動向をキャッチするとともに「暴力団追放兵庫県民センター」が定期的実施する「不当要求防止責任者講習」に参加し、対応力の向上を図るものとしており、警察とも連携できる体制が構築されております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事実について、株式会社東京証券取引所の適時開示規則(以下「適時開示規則」といいます。)に従い、開示が必要か否かを情報取扱責任者を中心に検討し、開示が必要となる場合には、迅速に行うよう努めております。また、必要に応じて幹事証券会社、会計監査人および弁護士によるアドバイス等を受けております。

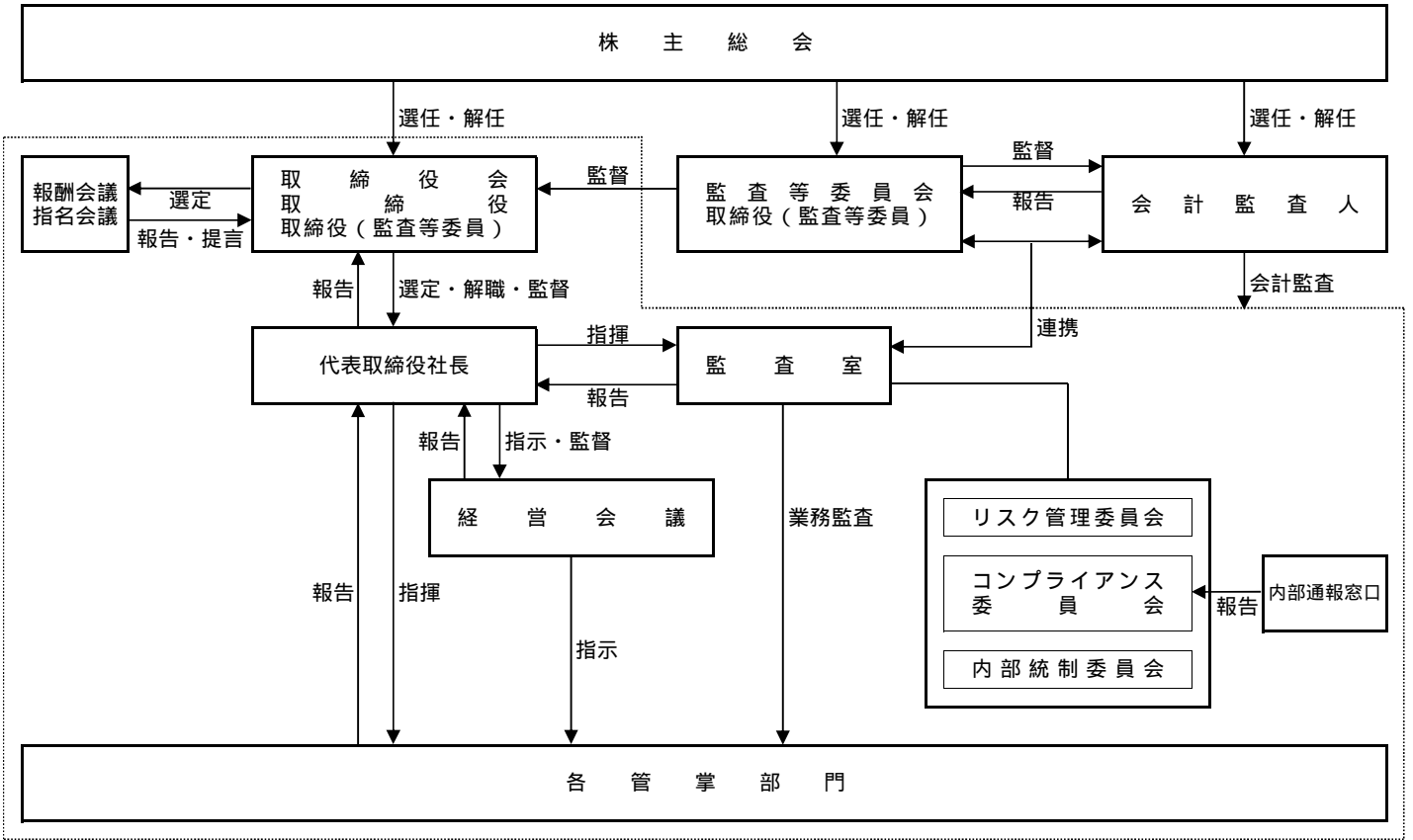
2. 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに管理本部(総務部・経理部)に情報が集約され、取締役に対して報告がなされます。その後情報取扱責任者を中心に当該情報の内容等の検討を行うとともに、適時開示規則に従い、当該情報の開示が必要か否かの検討を行い、また、必要に応じて幹事証券会社、会計監査人および弁護士によるアドバイス等を受け、開示が必要となる場合には迅速に行うよう努めております。

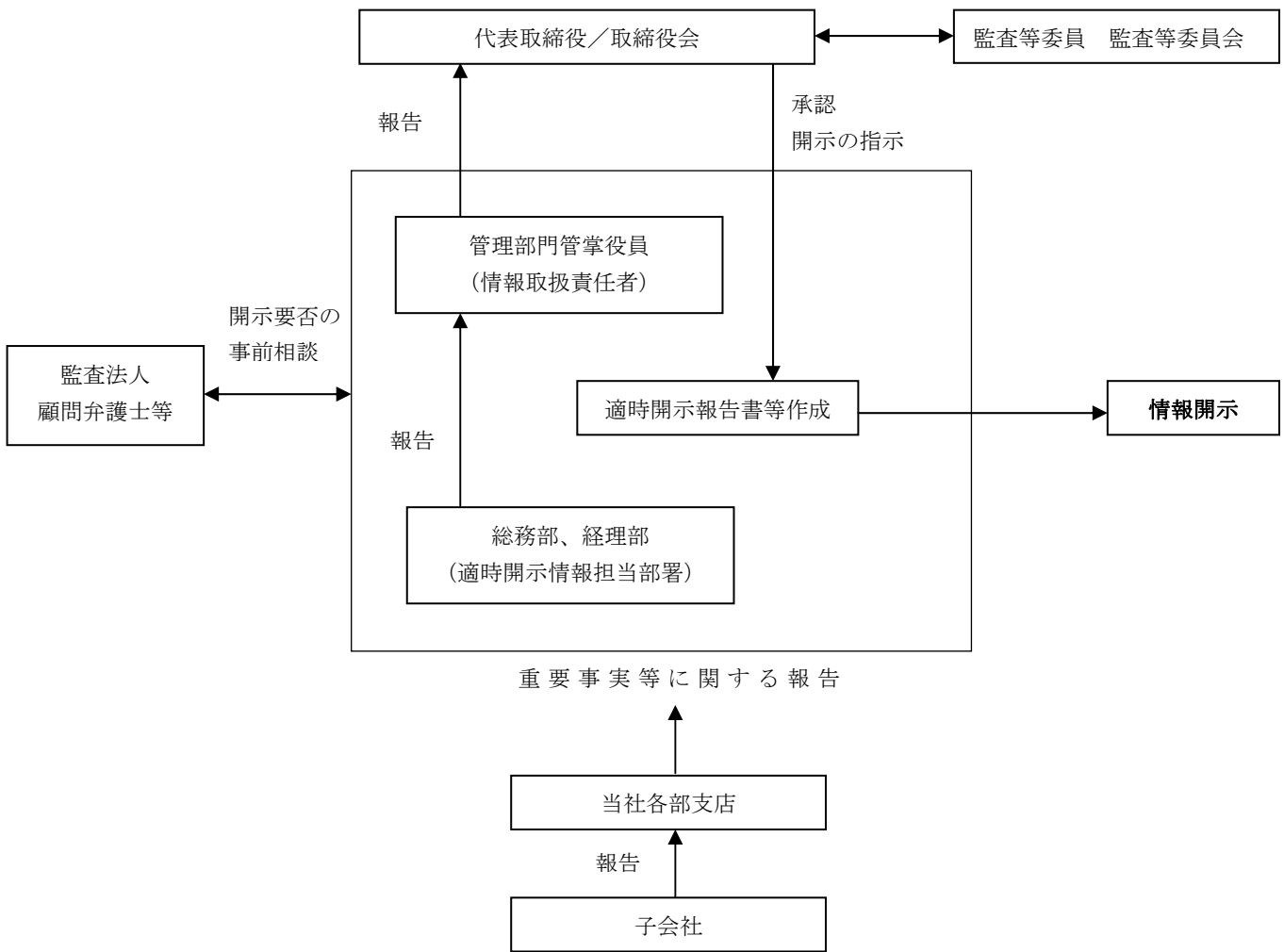
3. 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部において決算財務数値を作成し、会計監査人および監査等委員会の監査を受けた後取締役会において承認し、ただちに決算情報を開示しております。なお、期中においても監査等委員会は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。

コーポレートガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要（模式図）



【補充原則 4-11-1】取締役会の多様性に関する考え方等

< 各取締役の専門的知識と経験の組み合わせ（スキル・マトリックス） >

氏名	属性	企業経営・サステナビリティ	営業戦略・海外ビジネス	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事労務・ダイバーシティ
若松 康裕		○	○		○	
川西 二郎		○	○	○	○	○
高杉 誠		○		○	○	○
笠原 謙			○			
長島 聡			○			
岡本 雄博	社外独立	○		○	○	
迫間 満	社外独立	○			○	
虎頭 信宏	社外独立				○	○
福澤 直之	社外独立			○	○	

ガバナンス・リスクマネジメントにおいては、全取締役が知識・経験・能力を携え取り組んでおります。

（注）本表は、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。